

**次代を担う子どもの権利が保障され、生き生きと
育っていける社会環境づくりに向けて（提 言）**

平成15年（2003年）8月5日

しがの子どもを権利を考える懇話会

はじめに

近年、急速な少子化の進行や家族形態の多様化とともに、家庭における養育責任の遂行が困難となるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことを背景として、児童虐待、いじめや不登校、青少年の犯罪などが深刻な問題となっています。

子どもの権利保障については、平成6年の「子どもの権利条約」の批准を契機に、我が国においても取り組みが進んできました。しかしながら、現在の子どもの置かれている状況を見ると、家庭や地域社会、学校、福祉施設などにおいて、条約にうたわれている子どもの権利が十分保障されているとは言えない状況にあります。

こうした中、「しがの子どもの権利を考える懇話会」は、平成14年11月に、公募委員4名を含む15名の委員で発足しました。以降、7回の全体会議を重ね、様々な角度から集中的な審議を行い、さらに2回の提言起草委員会を経て、このほど提言を取りまとめたところです。

提言では、子どもを取り巻く様々な状況について、子どもの権利の視点から検証するとともに、今後の子どもの権利保障を進めるための方策について、具体的な施策をあげて取り組むべき方向を示しています。

県におかれては、この提言の趣旨を踏まえ、次代を担う子どもの権利が保障され、生き生きと育っていける社会環境づくりの施策の推進に向けて、適切な措置を講じられることを期待します。

平成15年8月5日

しがの子どもの権利を考える懇話会
会長 野田 正 人

目 次

1 提言策定の背景	1
（1）子どもの権利保障をめぐる世界の動き	1
（2）子どもの権利保障をめぐる国内の動き	1
（3）子どもの権利保障をめぐる県内の動き	2
2 子どもの権利保障に関する現状と課題	3
（1）子どもと家庭	3
（2）子どもと地域社会	4
（3）子どもと学校	5
（4）子どもと福祉施設	6
（5）子どもと環境	7
3 今後の取り組むべき方向	8
（1）子どもの権利保障についての基本的な考え方	8
（2）基本施策の方向	9
（3）それぞれが果たす役割	17
（4）法的基盤の整備	18
用語の解説	21
しがの子どもの権利を考える懇話会の審議経過	25
しがの子どもの権利を考える懇話会設置要綱	26
しがの子どもの権利を考える懇話会委員名簿	27
「子どもの権利条約」（抜粋）	28

1 提言策定の背景

(1) 子どもの権利保障をめぐる世界の動き

子どもの権利を国際社会において保障しようとする動きは、大正13年（1924年）の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」から始まりました。当時は、第1次世界大戦が終わり、戦争であまりにも多くの子どもが犠牲になったことを反省して、二度とこうした惨禍を引き起こすことがないようにとの思いが込められた宣言でした。

しかし、10数年後には第2次世界大戦が起こり、再び多くの人々が戦争の犠牲となりました。戦後発足した国際連合は、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方のもと、昭和23年（1948年）に「世界人権宣言」を採択しました。さらに、国際連合は、昭和34年（1959年）に「子どもの権利宣言」を採択し、「名前、国籍を持つ権利」「教育を受ける権利」「遊ぶ権利」など、子どもを人権の享有主体としてとらえ、子どもの固有の権利を宣言しています。

しかしながら、こうした「宣言」はそれ自体が法的な拘束力を持つものではなかったことから、さらに踏み込んだ条約化の気運が高まり、平成元年（1989年）に「子どもの権利条約」が採択されました。

子どもの権利条約の大きな特徴は、子どもを権利行使の主体として保障していることです。従来は、子どもは成長過程にあるという理由から、大人に保護・養育され、管理される対象として考えられてきましたが、この条約では、子どもにも大人と同じ人間としての権利を認め、子どもの「生きる権利」「発達する権利」「保護される権利」に加えて、新たに「意見表明や参加する権利」などを保障しています。我が国も平成6年（1994年）に、この条約を批准しています。

(2) 子どもの権利保障をめぐる国内の動き

我が国では、戦後の「日本国憲法」のもとで基本的人権の理念が確認され、子どもに関する法律として、「児童福祉法」「少年法」「教育基本法」などが整備されてきたところです。また、子どもの権利条約の批准を契機として、子どもの人権に対する意識が高まりつつある中で、国では、平成6年（1994年）に子どもの人権問題の解決に取り組むための「子どもの人権専門委員」制度が創設されました。さらに、子どもに対する虐待や買春などの問題を受けて、平

成11年（1999年）に「児童買春・児童ポルノ禁止法」が、また、平成12年（2000年）には「児童虐待防止法」が制定されたところです。

しかしながら我が国は、国際連合の「子どもの人権委員会」から、子どもの権利条約に基づく取り組みについて、いくつかの点で是正措置を講ずるよう勧告を受けており、国内における子どもの権利保障の取り組みは、まだまだ十分であるとは言えない状況です。

一方、このような国の動きに対して、近年全国の自治体では、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて、子どもの権利を地域で具体化し、保障していくための独自の取り組みが行われています。こうした取り組みの法的基盤の整備として「子どもの権利条例」を制定したり、あるいは制定を目指す自治体が増えています。

（3）子どもの権利保障をめぐる県内の動き

本県では、平成13年（2001年）に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が制定され、県民とともに人権が尊重される社会づくりが進められているところです。子どもの人権については、平成10年（1998年）に策定された「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」や、平成15年（2003年）に策定された「滋賀県人権施策基本方針」の中で、主要な取り組みとして位置づけ、人権尊重の視点に立った行政施策の推進が図られているところです。

また、平成13年（2001年）に策定された滋賀県子育て支援総合計画「淡海エンゼルプラン後期重点計画」では、「次代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される社会環境づくり」を施策の重要な柱の一つとし、子どもの権利条約でうたわれている子どもの権利保障を具体化する取り組みが進められています。

その中で本県独自の取り組みとしては、子どもが行政や大人社会に対して意見表明する場として「子ども県議会」の開催や、児童養護施設等の入所児童の権利を擁護するための第三者機関として「児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会」の設置など、子どもの権利擁護に向けた新たな取り組みが展開されています。

また、近年、行政の取り組みだけでなく、NPOなどの民間レベルで子どもの権利を守っていくための取り組みが行われています。様々な問題で悩む子どもの思いを受けとめる電話相談（チャイルドライン）や、児童虐待防止を民間の立場から取り組む団体など、行政と民間との協働による取り組みが始まっています。

2 子どもの権利保障に関する現状と課題

前記「1 提言策定の背景」で述べたように、子どもの権利保障に向けた取り組みは一定進んできていますが、あらためて子どもの権利保障の視点から、子どもを取り巻く現状と課題について、家庭、地域社会、学校、福祉施設に分けて、さらに子どもと環境問題についても併せて検証することとしました。

(1) 子どもと家庭

家庭における養育責任の遂行が困難となっています。

本来、子育ては社会全体で担うものですが、中でも家庭の責任が重要であることは言うまでもありません。しかし、今日においては、家族形態の多様化、大人の生活の多忙化、地域社会の連帯感の希薄化などによって、家庭の養育責任の遂行が困難となっています。

こうした、子どもにとって必要な安定した養育環境が保たれにくくなる中で、愛情があっても子どもを受けとめ、ゆっくりと対話するなどの関わりができにくくなっています。このため、子どもが情緒不安定になったり、乳幼児期に対人関係の基礎を学ぶことが難しくなっています。

子どもに対する押しつけや過干渉、放任が見られます。

「子どもは、親の言うことを聞くもの」という考え方は、親子関係の自然の姿として存在してきました。確かに、成長過程にある子どもに対しては、親や大人の適切な指導や助言が必要ですが、無意識のうちに「子どもをコントロールし支配する対象」や「親の所有物」としてとらえ、子どもの意見や思いを十分受けとめないなど、親の価値観の一方的な押しつけや必要以上の干渉が見られます。

一方で、子どもは勝手に育つものとの考えのもと、必要な援助を行わないケースもあり、こうしたことが放任やネグレクトにつながっています。

児童虐待が急増しています。

家族形態の変容や地域社会での家庭の孤立化、また母親の育児不安や育児ストレスの増大を背景として、児童虐待が急増しており、大変深刻な社会問題となっています。本県においても、中央および彦根子ども家庭相談センター（児童相談所）に寄せられた児童虐待に関する相談件数は、平成7年度の43件から平成13年度の455件と10倍以上となっています。

また、平成14年度の県の調査では、約7割の人が「体罰は子どもの心を傷つける」と考えている一方で、「子どもに言って分からなければ体罰も仕方がない」と考えている人が5割近くあり、「しつけ」のためという理由で、体罰を容認する風潮が見られます。

(2) 子どもと地域社会

地域の子育て機能が低下しています。

子育てを地域社会の中で支えていくという、これまでごく自然に形成されてきた子育てネットワークが崩壊しつつある中で、地域の身近なところで、親の子育てに対する悩みや閉塞感を受けとめ、分かち合える環境が失われてきています。

こうした地域コミュニティのつながりの弱まりや子どものいない家庭の増加などを背景として、地域における子どもに対する関わりが少なくなるなど、地域の子育て機能が低下してきています。

遊びの時間や居場所が失われつつあります。

子どもは、塾などに多くの時間を割き、時間に追われる生活を強いられる中で、自由に遊んだり、活動したりする時間が少なくなっています。このため、精神的にも肉体的にもストレスを感じている子どももいます。また、平成14年度の県の調査では「休みやもっと自由になる時間がほしい」と答えた小中高生は9割以上にも上っています。

一方で、子どもが自由に遊べる身近な自然環境が少なくなったり、テレビゲームの普及などで必ずしも仲間を必要としない遊びが増えるなど、子どもの遊びをめぐる環境は大きく変化しています。こうした遊び環境の変化とも相まって、子どもがそれぞれの年齢に応じた、安心して過ごせる「居場所」が地域から失われつつあります。

子どもにとって有害情報が氾濫しています。

テレビなどのメディアから一方的に流される暴力的な映像や情報は、子どもの精神や肉体、人格形成に著しい影響を及ぼすことにもなりかねない問題となっています。また、最近のIT化の進展のもとで、インターネットによる有害情報の氾濫や携帯電話の普及による子どもの福祉を害する犯罪が起こるなど、子どもの健全な育ちを阻害する状況が見られます。

こうした有害な社会環境が子どもをとり巻きつつある一方で、子どもが学

校や地域の中で文化や芸術などに触れ感動し、豊かな心を育てる機会が失われつつあります。

(3) 子どもと学校

いじめや不登校、中途退学が増加しています。

いじめは、子どもの人格と人間としての尊厳を著しく傷つける行為です。特に最近のいじめは、陰湿化、粗暴化しており、子どもを死に追いやることがあります。県内の公立小中高校におけるいじめの発生件数は、平成13年度は121件と近年横這い状況となっていますが、県の青少年・子ども電話総合相談室には、いじめや対人関係のトラブルに関する相談が多く寄せられており、いじめが潜在化している状況がうかがえます。

また、学校における子どもの暴力行為の発生や先生が子どもへの体罰などの不適切な対応に及んでしまうこともないとは言えません。

一方、県内の不登校の子どもの数は、平成13年度は2,042人と過去最高となっています。不登校の原因は複雑化、多様化しており、子どもを取り巻く環境の様々な要因が影響しています。不登校の子どもは、同世代の友だちと人間関係を結ぶことや様々な学び・体験を行うことができないまま、大切な子ども期を過ごすこととなります。

さらに、県内の公立高校（全日制）の中途退学者は、平成13年度は740人と増加傾向にあります。その原因は、学業不振や希望に添わない進路選択などにあると思われます。

子どもの意見表明・参加の機会が不足しています。

近年、子どもの意見や思いを取り入れる工夫が行われている学校もありますが、児童会や生徒会活動、文化祭や運動会などの学校行事、学習プログラム、校則などに対して、子どもが成長過程に応じて意見を表明する機会を積極的に取り入れているとは言い難い状況にあります。

その背景には、子どもの意見を尊重しすぎると子どものわがままを助長し、甘やかしにつながるといった考え方があります。子どもの意見は大切にしていかなければならないという思いと学校として果たすべき責任との狭間で、学校が対応に苦心している現実があります。

こうした子どもの意見表明・参加の機会の不足は、学校のみならず、家庭、地域社会、福祉施設などにおいても見受けられます。

先生（大人）とのコミュニケーションが不足しています。

子どもは、いろいろな思いを持って学校に来ており、少しでもその思いを受けとめ、支えてくれる先生を求めています。しかし、現在の学校では、先生が子ども一人ひとりの思いを聞いたり、アドバイスを与えたり、ふれあう時間の余裕が少なくなってきました。

また、近年、他者への無関心、友だちや集団との関わりの弱まりなどにより、子ども自身が多様な人間関係を築く機会を持たず、トレーニングが十分できていないことから、先生（大人）とコミュニケーションができない子どもが増えています。

こうしたコミュニケーション不足は、家庭や地域社会においても、また子ども同士の間でも見られます。

（４）子どもと福祉施設

虐待を受けた子どもの入所が増えています。

最近の児童虐待の増加を反映して、児童養護施設等では被虐待児の入所が増加しています。平成13年度の県の調査によると、児童養護施設等への入所児童のうち約6割の子どもが、親から虐待などの不適切な養育を受けて入所しており、こうした子どもたちの施設における権利保障が大きな課題となっています。

また、親から虐待を受けた子どもの中には、コミュニケーションの手段として暴力という方法しか持ち合わせず、そのまま施設で職員や他の子どもに対して暴力行為などに及ぶ子どももいて、子どもや施設の安全の確保も課題となっています。

さらに、福祉施設において、職員の負担がこれまで以上に増大している状況の中で、子どもに対して体罰など不適切な処遇に及んでしまう事態も生じやすくなっています。

入所児童の受け入れ体制に問題が生じています。

児童養護施設等に入所している子どもについては、単に生活の場の保障だけでなく、対人関係の改善、自己表現の仕方の修正、コミュニケーションスキルの提供などのほかに、虐待などによる「心の傷」に配慮した生活環境を保障していくことが重要です。

しかしながら、児童福祉施設の設備や運営についての最低基準は、現在までほとんど改正されておらず、このため、職員の絶対数が足りず、結果とし

て子どもに対して十分なケアができていない状況があります。

また、保護者の意思に反して子どもを入所させなければならないこともあり、施設と保護者とが対立関係に立つことがあります。さらに、子どもが施設を退所しても、親子関係が修復できず家庭復帰ができないケースや、地域で子どもをどのように受け入れていくかといった課題があります。

(5) 子どもと環境

子どもにとって豊かな自然環境が失われつつあります。

いま世界では、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模の環境破壊につながる問題が顕在化しています。本県においても、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を脅かすさまざまな問題が起こっています。

また、かつて子どもは、山や川、田んぼ等の地域の豊かな自然環境の中で、仲間とともに伸び伸びと遊ぶことで、心や体をたくましく成長させました。しかし、そうした豊かな自然環境は、子どもの周りからどんどん失われつつあり、子どもの豊かな人間性を育む機会が少なくなっています。

子どもの命と健康が脅かされています。

近年、日常子どもが生活する地域や学校で、環境ホルモンやシックハウス症候群の問題など有害化学物質による環境汚染が進んでいます。中でも子どもは環境汚染の影響を受けやすく、子どもの命と健康が脅かされることそれ自体が子どもに対する権利侵害であり、大人社会の有り様がいま問われています。

3 今後の取り組むべき方向

(1) 子どもの権利保障についての基本的な考え方

「子どもの権利」という言葉は、我が国が子どもの権利条約を批准したころから、この10年ぐらいの間に急速に普及し、一般化してきました。しかしながら、前記「2 子どもの権利保障に関する現状と課題」で述べたように、今日においても、家庭、地域社会、学校、福祉施設などで、子どもを取り巻く様々な問題が起っています。

当懇話会では、子どもの権利保障の現状と課題を踏まえ、今後の取り組むべき方向について、以下の基本的な考え方が重要であると考えています。

子どもを権利行使の主体としてとらえ、子どもにとって最善の利益を考慮すること

そもそも人権の理念は、人種・年齢・性別・能力などにかかわらず、あらゆる人が人間らしく生きるために普遍的かつ日常的にまた将来的に享受するものです。その意味では、子どもの人権とは、子どもが人として育っていくために最も必要なものです。

子どもの権利条約では、子どもを人権の主体者として尊重する考え方を明確にしており、子どもにも大人と同じ人間としての権利を認めています。しかしながら、我が国では、子どもは成長過程にあるということで、大人社会の枠組みの中で保護の対象としてのみ見る傾向が強く、「まだ、子どもだから」という理由で子どもを大人から管理される対象としてとらえがちです。

社会的弱者である子どもが、固有の権利として法的に保護を受けることは子どもに対する権利保障の一つであり、そのこと自体は子どもが権利行使の主体であるということを否定するものではありません。こうした考えのもとで、これまで保護される客体としてとらえていた「子ども観」から、独立した人格と尊厳性を持ち、権利を享受し行使する主体として子どもをとらえ直していくことが必要です。

一方で「権利ばかり主張して義務（責任）を果たさない」という意見がありますが、ここでいう子どもの権利とは、義務を果たすから権利があるとか、果たさないから権利がないという問題ではなく、権利というのは、人間一人ひとりが持っているかけがえのない価値や尊厳を保持していくために必要なものであるという考えに立つべきです。

また、子どもが権利行使の主体であることを尊重するということは、無制限に子どもの要求を受け入れるというものではありません。子どもという時期が人生の中で最も大切な成長の時期にあたるという認識のもと、公的あるいは私的な場合に限らず、子どもの「最善の利益」に沿って対応していくことが真に子どもの権利を尊重することになるのです。大人の都合だけで物事を決めるのではなく、子どもの意見を聴き、子ども一人ひとりが置かれている状況を子どもの側に立ってとらえ、子どもにとって何が最も良いのかを考えていくことが必要です。

子どもが成長過程に応じて「豊かな子ども期」を過ごしていけるよう社会全体で支援すること

次代を担う子どもは「社会の宝」です。将来に向けて、社会を築いていく役割を担っています。また、子どもは、喜びや悲しみを共有できる家族や友だちの温もりの中で、健やかに遊び、学び、自分の個性や能力が認められ育っていかれることを願っています。

こうした「豊かな子ども期」を過ごすことにより、子どもは一人の人間としての優しさや豊かな創造性、可能性を育んでいくこととなります。そのことにより、子ども自身が社会における存在意義を実感し、社会に愛着が持てる子どもに育っていくことにつながるのです。

また、子どもは、成長過程に応じて権利が保障される環境の中で育ち、様々な経験をすることにより、権利についての認識を深め、権利行使にともなう責任、つまり他の人の権利を侵害しないという権利の相互尊重ということを身につけていきます。こうした経験の積み重ねが、子ども自身の自立を促進し、人間形成を高めていくことにもなっていきます。

子どもの権利を基礎として、子どもが、夢や希望を持ちながら成長過程に応じた豊かな子ども期を過ごしていけるよう、社会全体で支援していくことが必要です。

(2) 基本施策の方向

前記「(1) 子どもの権利保障についての基本的な考え方」に基づき、今後、本県において取り組むべき基本施策として、以下、5つの施策の方向とそれらの具体的な取り組みが必要です。

子どもの権利についての県民意識の醸成

子どもの権利の問題は、子どもの問題であると同時に大人の問題でもあります。しかしながら、近年、人権尊重の意識についての教育・啓発活動は積極的に行われていますが、子どもの権利という視点に立った取り組みは、必ずしも十分であるとは言えません。

とりわけ我が国では、子どもの権利条約については、飢餓や貧困に苦しむ発展途上国のための条約であるという意識が強く、条約にある様々な子どもの権利が社会に根付いていない現実があります。

このため、子どもの権利条約の周知をはじめ、その内容について理解・認識が図られるよう、親を含めたすべての大人に対して、子どもの権利についてのきめ細かな教育・啓発を実施し、意識の醸成を図っていく必要があります。

また、子どもの権利条約では、条約の内容を大人のみならず子どもに対しても広く知らせることを締結国に義務づけており、権利行使の主体である子どもに対して積極的な学習機会の提供に努める必要があります。

(具体的施策)

・子どもの権利条約の普及・啓発

子どもの権利条約の内容について、啓発パンフレットなどの各種広報媒体の活用や県民フォーラムの開催などを通じて、幅広く広報・啓発に努めていくとともに、子どもの権利保障に向けた取り組みについて周知を図っていく必要があります。

・学校・福祉施設等における人権教育の推進

学校や福祉施設等における人権教育の中で、子どもに対して、子どもの権利条約の趣旨や内容を周知・理解させるための取り組みが必要です。

・就学前における教育の充実

幼稚園や保育所において、人権を大切にすることを育てる教育・保育の実践を推進していくことが必要です。

・家庭・地域における人権意識の醸成

子どもの人格形成に影響を与える乳幼児期の家庭教育や社会教育の中で、子どもの人権について学習の機会を幅広く提供し、人権意識の醸成を図っていくことが必要です。

・子どもに関わる専門家・職員等に対する研修の推進

学校教職員、福祉関係者、公務員など、直接子どもに接する機会が多い仕事に従事している人や、子どもの人権に深い関わりのある人々に対して、子

子どもの権利について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施していくことが必要です。また、これらの人々は、子どもの意見を聴き、子どもの権利を尊重していくためのより一層の実践が求められています。

子どもの意見表明と参加の機会の確保

子どもの権利条約では、「自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する」として、子どもの意見表明権を保障しています。このことは、子どもの「最善の利益」を尊重していくためには、子どもの意見表明の視点が欠かせないということでもあります。

子どもの意見表明権や参加権を認めることは、子どもを社会の一員として、あるいは大人のパートナーとして位置づけることを意味します。子どもは積極的に意見を表明し、社会に参加することで、社会のルールや仕組みを学んでいきます。子どもが成長過程に応じこうした権利行使ができるよう援助することが必要であり、そのために親や大人の主体的な力量が求められているのです。

また、「自分のことは自分で決める」という子どもの自己決定権を尊重することは、子ども自身の自己実現や人間的成長にもつながります。こうしたことから、家庭、地域社会、学校、福祉施設など子どもに関わるところで、子どもの意見表明や参加の機会の積極的な確保に努めていくことが必要です。

(具体的施策)

・子どもの意見を尊重した行政施策やまちづくりの推進

「子ども県議会」などによる行政への意見表明や、子どものまちづくりへの積極的な参加を通して、子どもの意見を行政施策やまちづくりに活かしていくことが必要です。

・子どもの意見を聴く機会の確保

学校行事や校則、学習プログラムや教科の選択などに、子どもの意見を聴く機会を取り入れていくことが大切です。

・子どものコミュニケーションプログラムの作成

学校などにおいてコミュニケーションの力を育てるプログラムを作成し、子どもが積極的に意見表明ができる訓練を学習の中に取り入れていくことが必要です。

・文化・芸術活動などへの参加機会の提供

子どもの成長過程に応じて、文化や芸術、レクリエーション活動などに自由に参加することを尊重するとともに、その機会の提供に努めることが必要

です。

・大人サポーターの育成

子どもの遊びや様々な活動を、促進・支援する「大人サポーター」の養成を図ることが必要です。

子どもの権利が保障され、生き生きと育ち学ぶことができる環境の整備

子どもの権利の基礎は、子どもが最初に出会う人間関係の中、つまり家庭における親子関係の間で培われていきます。親の価値観を一方的に押しつかけたり、愛情やしつけの名のもとに子どもへの権利侵害が行われることのないよう配慮しなければなりません。と同時に、親が子どもに対して養育責任を果たしていけるよう支援をしていくことが必要です。

地域社会も家庭と同様に子どもが育つ重要な場所の一つです。近年の核家族化や都市化の進行により地域の関わりが希薄化している中で、仕事と子育ての両立が図られ、ゆとりと安心感の満ちた中で子育てができる地域の子育て環境を整備していくことが必要です。また、子どもがありのままの自分でいられ、自由に遊び、活動できる空間や時間、仲間のいわゆる「三つの間」の確保など、子どもの育ちの場として地域を再生していくことが求められています。

友だちや先生と多くの時間を過ごし、人間形成に大きな影響を及ぼす学校は、子ども一人ひとりの人権を大切に、権利を保障する場でなければなりません。そのためには、子ども自身がのびのびと楽しく過し、個性や能力が十分発揮できるような教育指導や学校運営を進めていくことが大切です。

また、子どもと環境の問題については、子どもの命や健康が守られ、豊かに育っていくことができる自然環境を子どもに引き継いでいくことは、子どもの権利を保障することでもあるという考え方に立ち、次の世代に責任を持つ「環境こだわり県」として実りある取り組みが求められています。

(具体的施策)

・地域における子育て支援の充実

親を支援することが、子どもの豊かな成長につながるという視点に立ち、保育所などの地域における子育てサポート機能の整備や子育て支援のネットワークの再構築を図るなど、子育てを社会全体で積極的に支援していくことが必要です。

- ・ **職場における就業環境の整備**

企業等において、子育てをしながら働くことができる就業環境の整備が図られるよう、啓発に努めていくことが必要です。

- ・ **豊かな遊びの時間の確保や居場所づくり**

地域や家庭で子どもが自由に遊んだり、活動したり、休息したりするための時間の確保や、プレイパークの設置や児童館などの公共施設の活用も視野に入れて、子どもが安心して過ごせる居場所をつくっていくことが必要です。

- ・ **学校等における体罰の防止**

子どもに対する体罰は、子どもの人格そのものを否定する行為であるということを家庭においても、また学校や福祉施設においても再認識し、体罰によらない育児方法の開発や体罰などの暴力を防止するための取り組みを進めていくことが必要です。

- ・ **いじめや不登校、中途退学に対するサポート体制の充実**

いじめや不登校に対するサポートについては、命や人権を大切にする教育の推進や、スクールカウンセラーの配置による相談機能の充実など、子どもの悩みや思いを十分受けとめることができる体制づくりが必要です。さらに、不登校児童・生徒の適応指導教室の充実や学校以外の地域社会における受け皿づくりなど様々な支援が必要です。

また、中途退学に対するサポートについては、進路指導の充実や子ども一人ひとりが存在感を感じられる魅力ある学校づくりが必要です。

- ・ **障害のある子どもに対する配慮**

障害のある子どもに対して、その障害の状況や成長過程の特性に応じた支援を行うとともに、ADHD（注意欠陥／多動性障害）児など、特別な配慮を必要とする子どもに対して、その実態に応じて集団生活を保障する中で、教育相談や情報提供をするなど、きめ細かな対応が必要です。

- ・ **学校における職業教育の充実**

学生、生徒の職業離れをなくし、目的意識を持った進路選択ができるよう、職業体験や職業情報の提供に努めるなど、学校における職業教育の充実を図っていくことが必要です。

- ・ **外国籍の子ども等に対する教育の充実**

外国籍の子どもや帰国児童生徒が、安心して学び学校生活を送れるよう、受け入れ体制を整備していくことが必要です。

- ・ **学校評議員制度の活用**

地域に開かれた学校運営を進めるため、保護者や地域住民を加えた学校評議員制度を積極的に導入していくことが求められています。その際、子どもの意見が十分反映される仕組みづくりが必要です。

・学校等における安全管理の推進

子どもを犯罪や災害から守るため、学校、幼稚園、保育所など、育ち学ぶ施設における安全管理体制の整備に努めることが必要です。

・子どもにとって有害な情報への対応

青少年の健全育成を図るため、テレビやインターネットなどのメディア、図書などによる有害情報から子どもを守るための取り組みが必要です。

・豊かな自然環境の保全

次代を担う子どもたちのために、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を守り育てる取り組みが必要です。

・環境教育・学習の充実

子ども自身がさまざまな環境問題に対して認識を高め、環境を守るための取り組みが実践できるよう、エコ・スクールなどの環境教育・学習の普及を図っていくことが必要です。

・シックハウス症候群への対応

学校等の建築資材に含まれている有害化学物質から、子どもの健康を守る対策が必要です。

虐待から子どもを守るための総合的な取り組みの推進

本来、愛情をもって養育すべき親から虐待を受け、最悪の場合には死に至らしめることとなる虐待は、子どもに対する権利侵害の最たるものであると言っても過言ではありません。また、虐待は、子どものその後の人格形成に著しい支障を及ぼしかねないと言われていています。さらに、親自身が虐待を受けて育ってきた場合、その体験を自分の子どもを育てるときに再現してしまう、いわゆる「虐待の世代連鎖」が起こるとも言われています。

子どもの虐待は、身体に対する暴力行為だけではありません。親として子どもの監護を著しく怠るネグレクトや、ことばや態度で心を傷つけることも虐待であり、子どもの人格を著しく傷つける行為です。また、たとえ愛情に基づくしつけ、指導、教育であっても、子どもの心と身体を傷つける行為であれば、正当化することはできないことです。

一方、昨今、児童養護施設等への被虐待児の入所が多く見られ、施設はいままで以上に子どもの権利擁護における社会システムの一翼を担うようになってきています。本来養育すべき親が責任を果たすことができなかつたり、また、親に養育されることが反対に子どもの最善の利益を害するときは、施設などで子どもの養育が確保されなければなりません。その意味では、施設は子ども

の成長・発達を親に代わって保障する役割が期待されています。

かけがえのない子どもの命を守り、子どもを健やかに育てていくことは、社会全体が負っている使命であり、行政、関係機関、県民が協働して、子どもの虐待防止に取り組んでいくことが求められています。

(具体的施策)

・虐待防止についての県民意識の醸成

子どもの虐待に対する県民意識を高めるため、各種媒体を利用した啓発活動の充実を図るとともに、地域の身近な相談役である児童委員・主任児童委員や虐待を発見しやすい立場にある医療関係者、学校や幼稚園、保育所の職員を対象とした研修・啓発活動を強化することが必要です。特に、児童虐待を発見した場合の通告義務について、周知を図っていくことが必要です。

・子育て支援体制の強化

周産期・乳幼児期の家庭訪問や乳幼児健診時の育児相談、集団指導を通じて、親に対する子育て支援体制の強化を図っていくことが必要です。

・子ども家庭相談センターにおける体制の強化

子ども家庭相談センター（児童相談所）の体制強化を図るとともに、虐待を行った親へのカウンセリングの充実強化や治療的プログラムの開発等を行うことが必要です。

・虐待防止のためのネットワークづくり

市町村単位において、子どもの虐待を防止するための関係機関のネットワークづくりを進めることが必要です。

・児童養護施設等における処遇の向上

虐待を受けた子どもの入所が急増している児童養護施設等において、子どもに対してきめ細かな心のケアを行うための職員体制の充実や、職員の資質の向上を図っていくことが必要です。

・施設を退所した子どもに対する支援

施設を退所した子どもが、家庭復帰し、地域の中で円滑に生活していけるよう関係者によるフォローアップ体制を整えていくことが必要です。

・養育里親の普及・充実

虐待を受けた子どもが、家庭的な雰囲気の中で育てられる専門里親や養育里親の制度の充実を図っていくことが必要です。

・子どもをエンパワメントする教育プログラムの普及

子どもが虐待などの暴力から自分を守るための教育プログラムの普及など、子どもが自らの権利について学び、自ら生きる力を引き出す機会づくりを支援していくことが必要です。

権利侵害に対する相談・支援および救済制度の充実

子どもは、大人に比べて相対的に弱い存在であり、権利侵害を受けやすい状態にあります。また、子どもは成長過程にあるため、自分で自分の権利を認識し、主張したり、行使したりする力が弱く、権利侵害を受けても我慢をして、耐えているという状況があります。

こうした子どもたちの不安を取り除き、安心して相談できる場の整備が必要です。また、福祉や教育の現場においても、子どもが悩みなどを気軽に相談できる体制をつくっていくことが求められています。

もちろん、相談に対しては、適切な指導や助言を行うことは当然のことですが、専門的な対応を必要とするケースについては、専門性のある機関への引継や関係機関との連携など、相談内容に応えられるよう支援をしていくことが必要です。

権利侵害を受けた子どもに対する救済については、施設などで、それぞれの状況に応じた取り組みが行われていますが、こうした内部システムだけでは、子どもの権利侵害に対する救済まで十分対応しきれないことも事実です。権利侵害に対する相談や申し立てに対して、独立した第三者機関による権利救済システムを早急に構築していくことが必要です。

(具体的施策)

・相談機関のネットワークの強化

青少年・子ども電話総合相談室をはじめとする相談機関のネットワーク化を図り、より効果的な相談体制を整備していくことが必要です。

・「子どもの人権専門委員」制度の充実

国が設置している「子どもの人権専門委員」制度の充実に向け、特に人的な拡大が望まれています。

・NPO等との連携・協力

子どもに関する相談や支援を行っているNPOなどの民間団体との連携・協力を進めていくことが必要です。

・学校における相談体制の強化

すべての教員が子どもの相談に適切に対応できるよう、コミュニケーションスキルを身につけるとともに、スクールカウンセラーや心のオアシス相談員の配置、大学生などが子どもの話し相手となるメンタルフレンド事業の実施などにより、子どもが気軽に相談できる場をつくっていくことが必要です。

- ・児童養護施設等における第三者機関の設置

児童養護施設等で生活する子どもの最善の利益を確保するため、「児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会」などによる第三者評価を積極的に行うことが必要です。

- ・子どもの権利ノートの作成

児童養護施設等において、子どもたちに子どもの権利の存在を伝えることを目的とした「子どもの権利ノート」の作成・配布を進めていくことが必要です。また、子どもの権利ノートは、施設のみならず学校等においても活用することが望まれます。

- ・福祉サービスにおける苦情解決への対応

社会福祉協議会に設置されている「運営適正化委員会」において、福祉施設における福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決していくことが望まれます。

- ・子どもの権利オンブズパーソン制度の設置

子どもの権利侵害に関する相談や申し立てに対して、調査・指導・勧告などを行い、権利救済や権利回復を図る「子どもの権利オンブズパーソン制度」の設置を検討していくことが必要です。

(3) それぞれが果たす役割

子どもの権利が尊重され、生き生きと育っていける社会をつくっていくためには、行政はもとより県民、各種団体、NPO等が、子どもの権利保障についての考え方を共有し、それぞれの役割を踏まえながら、連携・協力して取り組むことが重要です。

県の役割

子どもの権利について、広報・啓発等を通じて県民意識の醸成を図るとともに、市町村、県民、NPO等と連携・協力して、子どもの権利保障に向けた施策を実施していくことが重要です。また、市町村やNPO等が実施する施策について、助言や協力を行うなど、必要な支援を講じていくことが考えられます。

県民等の役割

保護者は、子どもの養育と成長についての責任があることを自覚し、子どもが健やかに育つよう環境を整え、子どもとの対話を十分図るなど最善を尽

くすよう努めていくことが求められます。また、県民・事業者は、行政が実施する施策に協力するとともに、自らが子どもの成長に大きく関わっていることを自覚し、子どもの権利保障と地域等において子どもが幸せに暮らせるまちづくりに努めていくなど、社会全体で子育てと子どもの育ちを支援していくことが求められます。

NPO等の役割

NPOや各種団体は、子どもの権利保障に向けた自主的かつ主体的な取り組みを推進するとともに、行政が実施する施策と連携・協力し、意見提言を行うなど、積極的な活動の展開が望まれます。

(4) 法的基盤の整備

子どもの権利を保障していくためには、行政、県民、団体等がそれぞれの役割を認識し、一体となった継続的な取り組みが必要です。本懇話会では、基本的な施策の方向の検討とあわせて、法的基盤の整備について議論を行い、その中で、子どもの権利を保障していくための条例が必要であるという意見の集約を見たところです。

条例の制定については、概ね次の5点の重要な意義があると考えます。

まず1点目は、子どもの権利についての考え方を社会全体で共有できるということです。子どもの権利といった場合、大人と子ども、大人同士、世代間、あるいは地域によって、そのとらえ方に違いが見られます。そうした違いを克服し、子どもの権利についての考え方を共有することができます。

2点目は、条例そのものが県民全体に対して広報・啓発の役割を果たすことになり、子どもの権利に対しての県民意識の醸成が図れます。

3点目は、1点目とも関連しますが、子どもの権利については「子どもの権利条約」で様々な権利があげられていますが、それらの権利を実際の生活の中で具現化していくための指標となります。

4点目は、子どもの権利保障を総合行政として生かしていくことができます。子どもの権利に関する問題は、行政のあらゆる分野の施策と密接な関係があります。たとえば、福祉、教育といった垣根を越え、「子どもの権利」という共通の視点に立った行政施策の推進が可能となります。

5点目は、「子どもの人権を大切にす県」として、子どもの権利保障について、地域の特性を踏まえ主体的に取り組むことは、地方分権時代にふさわし

い滋賀ならではの取り組みであると言えます。

また、条例は、子どもの権利保障の実現をめざした総合的な条例であると同時に、実効性のあるものとしていくために、実際に権利侵害を受けた子どもの救済制度を盛り込むことが必要であると考えます。

最後に、条例の制定に向けて、今後、権利行使の主体である子どもも含め、多くの県民の参加のもと、幅広い議論が行われることを期待するところです。

.

用語の解説

子どもの権利に関するジュネーブ宣言

[p1]

大正13年（1924年）に国際連盟で採択された、子どもの権利が国際的規模で考えられた最初の宣言。第1次世界大戦後の社会状況を反映して、飢えや病気などからの救済の対象として子どもを捉えている。

世界人権宣言

[p1]

昭和23年（1948年）に国際連合で採択された国際的な人権保障の標準を示した宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定める。

子どもの権利宣言

[p1]

昭和34年（1959年）に国際連合によって採択された子どもの権利宣言。子どもの権利に関するジュネーブ宣言から一歩進んで、子どもを人権の享有主体として設定することを通して、世界人権宣言で国際的に合意をみた人権条項を子どもにも適用していくと試みられた。

子どもの権利条約

[p1]

平成元年（1989年）に国連で採択された子どもの人権を包括的に規定した条約。子どもを大人が保護する対象としてのみ捉えるのではなく、権利を享受し行使する主体としてより積極的に捉える子ども観を打ち出している。

「子どもの人権専門委員」制度

[p1]

法務省の人権擁護委員の中から指名された、特に子どもの人権に関わる問題を専門に扱う委員。子どもの人権が侵犯されることのないように監視し、もし侵犯された場合はその救済のため適切な措置を行うとともに、子どもの人権擁護のための啓発活動を行う。

児童買春・児童ポルノ禁止法

[p2]

正式には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」のことで、国の内外を問わず18歳未満の児童に金銭を払って性行為することや児童を被写体としたポルノの製造などを禁止している。

児童虐待防止法

[p2]

児童虐待の防止のため、子どもに対する虐待の禁止、国や地方公共団体の責務、虐待を受けた子どもの保護などに関し必要な事項を規定した法律。

国連「子どもの人権委員会」

[p2]

子どもの権利条約の締約国による遵守を国際的に監視するために設置された機関。条約では、締約国に条約の実施状況につき定期的な報告を義務づけており、この報告に対し審査・勧告等を行う。

淡海エンゼルプラン後期重点計画

[p2]

滋賀県が平成13年に策定した、平成17年度を目標年度とする少子化対策を視野に入れた子育て支援施策を推進するための総合的な計画。

子ども県議会 [p2]

滋賀県が平成12年より実施する子どもの社会参加、意見表明活動。県内から公募した小中学生のジュニア議員が、環境や福祉、まちづくりなどの身近な問題を題材に、体験活動や学習を行い、子ども自身が思ったこと、感じたことを県行政に意見提案する。

児童養護施設 [p2]

児童福祉法第41条の規定に基づく児童福祉施設。乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、養護し自立を支援する。

児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会 [p2]

滋賀県が平成14年より設置している、児童養護施設等で生活する子どもの権利を擁護するための第三者機関。施設における子どもの権利の実態把握、評価等を通じて、権利擁護に向けた助言指導を行う。

N P O [p2]

Non Profit Organization の略語で、営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称。行政や企業とともにこれからの社会を支えていくものとして大きな期待が寄せられている。

チャイルドライン [p2]

いじめや友人関係などの悩みについて、子どもがかかる24時間電話相談。子どものいじめ問題に取り組むイギリスをモデルにしたもので、指示や助言でなく、子どもの心を真剣に受けとめ、子どもが自由に話ができる場を作ることを目的としている。

ネグレクト [p3]

「怠慢・無視・放置」のことで、子どもに対し衣食住を十分に世話しなかったり、精神的・医療的なケアを十分に行わない場合など保護者による育児放棄、養育放棄をいう。

子ども家庭相談センター（児童相談所） [p3]

児童福祉法に基づいて都道府県が設置する18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じる第一線機関。児童虐待の通告を受けた場合には、児童の一時保護などの措置を行う。滋賀県では、中央および彦根子ども家庭相談センターの2か所がある。

青少年・子ども電話総合相談室 [p5]

いじめ、不登校、非行、虐待、育児相談など、子どもに関するあらゆる問題について、子ども本人や保護者から一次的な相談に応じる電話相談機関。

環境ホルモン [p7]

正式には「内分泌かく乱化学物質」と言い、生活環境中にあり、生物の生殖機能を乱すホルモン作用のある物質をさす。生物界で近年観察されているオスのメス化などの原因ではないかと疑われている。

シックハウス症候群 [p7]

建材に含まれるホルムアルデヒドなどの化学物質によって起こる体の不調で、目がチカチカする、目、鼻、のどが痛む、頭痛、吐き気、めまい、だるさ、皮膚炎や喘息のような症状などがある。

プレイパーク [p13]

どのような遊びでも自由にできるように一切の禁止事項をなくした子どもの遊び場。自分の責任で自由に遊ぶという考えに基づき、子どもたちの様々な遊びへの欲求と好奇心を満たす場として、地域住民によって運営される。

児童館 [p13]

児童福祉法に基づく児童厚生施設。児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としており、遊びの指導等を行う児童厚生員を配置している。

スクールカウンセラー [p13]

いじめや不登校など学校不適應への対応のため、全国の公立学校に配置された臨床心理士等の「心の専門家」。様々な不安や悩みを持つ子どもや保護者に対するカウンセリングを実施するとともに、教職員への指導助言を実施し、問題の解決を図る。

A D H D (注意欠陥 / 多動性障害)

[p13]

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害。

学校評議員制度 [p13]

平成12年から我が国で初めて導入された、地域住民の学校運営への参画の取り組み。学校運営に保護者、地域住民の協力を求め、地域をあげて子どもの成長を支える環境づくりに積極的に取り組んでいくことが期待されている。

エコ・スクール [p14]

滋賀県が実施する環境学習の一つ。子どもたちが身近な生活環境の中から環境に関わる課題を見つけ、その課題解決に向けて自ら計画の立案、保全活動などの実践活動に主体的に取り組む。

専門里親 [p15]

虐待を受けた児童を専門的に養育し、家庭的な援助を提供することにより、家庭復帰や自立を支援する里親。里親制度の改正により平成14年に創設されたもので、専門里親の認定登録を受けるためには、養成研修の受講が必要。

養育里親 [p15]

家庭での養育に恵まれない子どもを、親に代わって、温かい愛情と正しい理解を持って育てる役割を担う者。

エンパワメント [p15]

問題解決の方法として、個々に内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻し、積極的な自分を作り出すことによって、自分の置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。

心のオアシス相談員 [p16]

スクールカウンセラーの配置のない公立中学校に配置された教職経験者などの相談員。子どもの悩みの相談にのったり、気軽な話し相手となったりすることにより、子どもが悩みを抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境づくりを行う。

子どもの権利ノート [p17]

子どもに対し、子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていることを伝えるための小冊子。主に児童養護施設の子どもの対象に自治体において作成、配布されている。

運営適正化委員会 [p17]

福祉サービス事業の適正な利用を確保し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決を図るため、都道府県社会福祉協議会内に設置された第三者機関。

子どもの権利オンブズパーソン制度

[p17]

子どもの権利の擁護・救済にあたる公的第三者機関。いじめや体罰等の子どもの人権に関わる問題を、子どもに寄り添って考え、子どもや子どもに関わる大人を支援して解決を図る。

しがの子ども権利を考える懇話会の審議経過

会議	開催月日	協議の概要
第1回会議	平成14年 11月18日(月)	趣旨説明 会長、副会長選出 子どもの権利保障をめぐる現状と課題について
第2回会議	平成15年 1月20日(月)	家庭・地域における子どもの権利擁護について
第3回会議	2月17日(月)	学校・施設における子どもの権利擁護について
第4回会議	3月17日(月)	子どもの権利擁護のための施策について
第5回会議	4月17日(木)	子どもの権利擁護のための施策について 子どもの権利に関する条例制定について 提言起草委員会の開催について
提言起草委員会	5月6日(火)	提言の骨子案について
	6月2日(月)	提言素案について
第6回会議	6月12日(木)	提言起草委員会の報告 提言の取りまとめについて
第7回会議	6月20日(金)	提言の取りまとめについて

しがの子ども権利を考える懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 次代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される社会環境づくりを進めるための方策について、その望ましいあり方を検討し、今後の取り組みに反映させることを目的として、「しがの子ども権利を考える懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本県の子どもの権利擁護のあり方および推進方策等について必要な事項を協議し、意見を述べる。

(組 織)

第3条 懇話会は、人権擁護、教育、児童福祉等学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員15名以内をもって構成する。

2 委員のうち、4名以内は公募により選任する。

3 委員の任期は1年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 懇話会に会長1名および副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

(会長の職務および職務代理)

第5条 会長は懇話会の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、滋賀県健康福祉部児童家庭課において処理する。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年 8月22日から施行する。

しがの子ども権利を考える懇話会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
麻 野 雅 子	公募委員	
大 久 保 和 久	児童養護施設湘南学園園長	
甲 津 貴 央	弁護士	
小 嶋 直 之	滋賀県青少年・子ども電話総合相談室長	提言起草委員
岨 中 庸 子	公募委員	提言起草委員
田 中 文 子	社団法人子ども情報研究センター所長	
谷 口 久 美 子	NPO法人CASN代表	提言起草委員
那 須 光 章	滋賀県立大学人間文化学部教授	
野 澤 正 子	龍谷大学社会学部教授	副会長 提言起草委員
野 瀬 ・ 行	公募委員	
野 田 正 人	立命館大学産業社会学部教授	会 長
泉 昌 玄	法務省人権擁護委員	
水 野 繁	甲西町立菩提寺北小学校校長	
山 岡 康 人	公募委員	
山 本 克 彦	生涯学習研究所SOUP代表	

「子どもの権利条約」(抜粋)

第1条 子どもの定義(18歳未満は子どもです)

「子どもの権利条約」では、18歳未満を子どもとしています。ただし、それぞれの国の法律で、18歳未満でも大人として扱うことに決まっている事柄については、大人として扱われることになります。

第2条 差別の禁止(どんな差別もいけません)

すべての子どもは、どのような差別もなく、みんな平等に、この条約で定められた権利が保障されます。肌の色の違い、国の違い、男か女か、障害があるかないか、どのような言葉を話すか、どんな宗教を信じているか、お金持ちかどうか、どんな家に生まれたか、などによって差別されません。

さらに条約は、子ども本人にかかわる差別だけではなく、親の地位などによって子どもが差別されることも禁じています。

第3条 子どもの最善の利益(子どもにとってもっともよいことを考える)

子どもにかかわりのあることを行うとき、子どもの最善の利益が優先されなければなりません。裁判所も、学校も、福祉施設も、子どもにかかわることを決めるときは、大人の勝手な都合だけで決めるのではなく、子どもにとって何がもっともよいことなのかを考える必要があります。

また、条約を結んだ国は、子どものためになることが行われるように法律や政策をつくったりしなくてはなりません。

第4条 締約国の義務

締約国は、この条約に書かれた権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

第5条 親等の責任、権利及び義務の尊重

子どもがこの条約に認められた権利を行使する場合、親や親にかわる保護者には、子ども一人ひとりにあつた方法で指示や指導を与える責任・権利・義務があり、締約国はこれを尊重しなければなりません。

第9条 親からの分離禁止と分離のための手続

子どもを親から勝手に引き離すことはできません。ただし、子どもに暴力をふるったり、傷つけたり、放っておいたりする親からは、子どもを保護するために、法にしたがって引き離すことができます。

第12条 意見表明権（自分の意見を自由に言えます）

子どもは、家庭、地域、学校などで自分にかかわりのあることについて、自由に自分の意見を言う権利とともに、あらゆる司法や行政の手続きの中で、意見の聞き取りの機会が与えられています。「まだ子どもだから」という理由で、発言が制限されてはなりません。つまり、子どももひとりの人間として尊重され、社会に参加できることを意味しています。そして、子どもの意見は、発達に応じて最大限尊重されなければなりません。

第13条 表現・情報の自由（自分の思いを自由に表現できます）

他の人の権利を侵さない限り、子どもは、自分の考えや気持ちを言葉や文章・芸術などで自由に表現することができます。子どもは、どんな情報や考えであっても自分が選んだ方法で、求めたり、受けたり、伝える自由があります。大人は、勝手にその自由を奪えません。

第14条 思想・良心・宗教の自由（考えること、信じることは自由です）

子どもが自由にものを考えたり、思ったり、何かを信じることは自由です。他の人から言われたことを信じるのではなく、一人ひとりの子どもが自分で考え、自分で信じるものを決める自由があるのです。ただし、他の人の安全や社会のルールを守るという制限があります。

第15条 結社・集会の自由（グループをつくったり、集会に参加したりすることは自由です）

子どもが、自分と同じ考えや同じ趣味の人たちとグループをつくったり、集まったりすることは自由です。ただし、他の人に迷惑をかけたり、他の人の自由を奪ったりすることは、認められません。

第16条 プライバシー・通信・名誉の保護（秘密は守られます）

子どものプライバシーは守られます。親でも学校の先生でも、子どもの手紙を勝手に開けることはできません。持ち物などを勝手に見たりすることもできません。「子どもだから」といって、人間としての誇りや信用を傷つけられることがあってはなりません。

第18条 親の第一次的養育責任と国の援助（親は子どもを大切にしなければなりません）

親や大人には、子どもを大切に育てる義務があります。父親と母親の両方に子どもを育てる責任がありますが、その際、子どもにとってもっともよいことが優先されなければなりません。また、両親がその責任を果たせるように、国は積極的に援助し、施設や法律などを整備しなければなりません。

第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護（子どもに暴力をふるってはけません）

親や親の代わりに子どもを育てている人は、子どもに暴力をふるってはけません。子どもをいじめたり、無視したり、放っておいたり、性的な暴力を加えることは許されません。言葉や態度で、子どもを傷つけることもしてはいけません。国は、本来自分を守ってくれるはずの大人から暴力をふるわれている子どもを保護するために、法律を整えなければなりません。

第23条 障害のある子どもの権利（だれでも権利は同じです）

子どもはだれでも平等に生きる権利をもっています。障害があるからといって、差別してはいけません。障害のある子どもたちが安心して暮らし、地域社会へ積極的に参加できる環境をつくることが求められています。

第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第28条 教育についての権利（すべての子どもは学ぶことができます）

子どもはだれでも、学校で学習する権利があります。国は、この権利を達成するために、いろいろな条件を整えなければなりません。

また、学校は、子どもの人間としての尊厳を大切に考えるに基づいて運営されなくてはなりません。子どもの体や心を傷つけるような罰を与えることは、許されません。

第31条 休息・余暇・遊び・文化的芸術生活への参加 （ゆっくり休んだり、遊んだりできます）

子どもにとって休息や余暇は、心身ともに成長するために必要です。自由に遊ぶことを通して、子どもは成長していきます。大人と同じように、子どももストレスをためないで、心も体もリフレッシュすることが大切です。

第42条 条約の広報

締約国は積極的に大人だけでなく子どもにも、この条約に書かれた内容を知らせなければなりません。